

令和3年8月

投資信託口座に係るマイナンバーの経過期間終了のおしらせ

H28年1月からマイナンバー制度により投資信託口座、NISA口座開設する際にはマイナンバーの申告が義務付けられております。

H28年以前に開設された投信口座（特定口座・NISA口座）をお持ちのお客様につきましては、法令で定められている経過期間が令和3年12月末で終了となっております。告知いただける場合は経過期間内に最寄りの窓口までご相談してください。

なお、告知経過措置期間が経過しますとNISA口座はみなし廃止となります。何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上